

第 2 回 御殿場市新たな観光振興財源検討委員会

議 事 録

令和 8 年 8 月 4 日



|     |                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名 | 令和８年度 第２回御殿場市新たな観光振興財源検討委員会                                                                                                                                                 |
| 日 時 | 令和８年８月４日（火）１３時３０分～１５時３０分                                                                                                                                                    |
| 会 場 | 御殿場市役所東館２階２０２・２０３会議室                                                                                                                                                        |
| 出席者 | <p>○ 新たな観光振興財源検討委員会 委員<br/>別紙出欠名簿のとおり</p> <p>○ 市<br/>木島企画戦略部長・小林総務部長・野木観光交流課長・前田財政課長・渡邊税務課長・勝又課税課長・長田観光交流課課長補佐・芹澤財政課副参事・長谷川観光交流課主幹・桐山観光交流課副主幹・根上財政課主幹・大胡田財政課主任・江口財政課副主任</p> |

| 議事録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>１ 開会</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>２ 議事</b></p> <p><b>（１）宿泊税の使途について</b></p> <p>【委員長】</p> <p>本日も暑い中ありがとうございます。充実した会議になりそうですので、早速議事に入りたいと思います。はじめに（１）の宿泊税の使途を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局から資料３「宿泊税の使途（素案）概要」、第１回配布資料５「御殿場市宿泊税制度（素案）」により説明。</p> <p>【委員長】</p> <p>自由にご発言いただければと思いますが、繋ぎということですが、皆様が考えていただいている間に、ご質問なんです、この現在の一般会計予算の裏面と表面が直接絡んでいるわけではなくて、実績が裏面というふうに考えればいいのでしょうか。</p> <p>【観光交流課長】</p> <p>資料３の裏面の事業につきましては、今現在市の方で実施させていただいている事業でございます、一部関係する事業などは拡充事業等という形になるかと思いますが、色々いただいているご意見の中で新規事業という形になりますので、新たに予算を加えて、宿泊税を</p> |

財源として充当して、という予算立てになるかというような判断をしております。

【委員長】

ありがとうございます。予算が1.5倍くらいになるイメージですね。

【委員】

今のお話からすると、最初の素案というところの41事業5億9,000万。これについては、要は既存の事業。今までやってきた概要、ということですか。

【観光交流課長】

41事業の方が、これから市の方で新規事業拡充事業として考えている事業でございます。実際の予算は裏面の3億3,000万余の方が既存事業となっております。

【委員】

そうすると、市の一般の予算から大体毎年のように3億3,893万というのが今までやってきたし、これからもやっていこうということですね。

【観光交流課長】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【委員】

それでこちらの5億9,350万というのが、宿泊税が導入された後に追加してやっていこうと、そういう計画ですか。

【観光交流課長】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【委員】

そういたしますと、今までの観光に関する色々と予算組みをしてきた中で、それがほぼ3倍近いというか、金額として3億3,000万が5億9,000万になる。これは差し引きするんですか。そうじゃなくて41事業が追加されるという。

【観光交流課長】

はい、現在の考え方としては追加されるということでございます。これから宿泊税としていくらか皆様からいただく形になるのか、またこれら全ての事業が単年度でできる事業ではございませんので、そのあたりも含めてご検討いただければというふうに考えております。

【委員】

わかりました。市の方でお考えなんですから、当然41事業で5億9,000万が追加になるであろう、やりたいという計画がある。そうするとその原資として必要な制度っていうのは、それを今のところの想定というか、原案として考えている想定でいけば、これを満たすものを考えてらっしゃるのでしょうか。

【観光交流課長】

当然、新規事業や拡充事業をフルに考えれば、この事業で5億9,000万という金額になるんですが、いただく宿泊税の充当の金額にもよって、予算の付け方、金額にも大小がありますので、現在はフルスペックで考えるとこの程度の金額が必要になると市としては考え

ている、ということでご理解いただければと思います。

【委員】

理解いたしました。

【委員長】

ありがとうございます。その他に何か。

【委員】

ちょっと関連しているかもしれないですけど、表面の方がプラスで約6億がプラスされるということになっているんですけど、9年度からすぐにこのお金ではなくて、1年なり2年なり先になると思うんですけど、その間っていうのは現時点でのお考えとしては、この8年度予算を継続しながら、入ってきた後の翌年がこの形になるとお考えなのか。それよりもやはり段階的、個人的な希望としては、いきなりではなく、できればちょっと段階的に上げてほしいなっていうのはあるように思うんですから、その施行のときにいきなりこれだけドーンとくるのか、その間の1年なり2年というのはそのまま据え置きでお考えなのか。ちょっと答えにくいかもしれないですけど、お聞かせいただきたい。

【観光交流課長】

基本的には令和8年度に予算立てをした事業を継続していく形になろうかと思います。先ほど申し上げたように、使途の素案の中でもスピード感をもってやらなければいけないことも中にはあると思いますので、宿泊税の導入を待たずに市として予算立てをして実施していくものも中にはあると考えております。

また徴収年度がいつになるかということもございますので、実際には税収が入ってきてから事業に充てるような形になると思いますけれど、その間は多少のブランクといたしますか、予算立ての中では金額の差がでてくるかとは思いますが、市といたしましても皆さんのご意見も伺いながら、早く事業として予算立てしなければいけないものは予算立てをして、宿泊税の導入を待たずに実施していくものもある、というふうにご理解をいただければと思います。

【委員長】

スケジュールはこれからですね。他には。

【委員】

話は戻っちゃうんですけど、一般財源、限られた財源の中で観光に使えるお金というのは限界があるものですから、宿泊税導入していこうっていうのが原点にあってですね。財源確保っていうのは大きな問題だと思ってまして、今の観光費3億3,000万でもっとやって欲しいけど予算立てが厳しいってのはすごくあって、精査をして3億3,000万円で押さえていると。そういう点からすれば、課長の方から必要なものは前もって補正予算等を使ってっていうようなことを考えているということですけど、何よりも早く導入しないとやりたいことができない。何とか早期で実現を目指して、細かいところはアンケートでもありますが、使途をしっかりと見える化して利用者からの理解を得ると。かなりうまくまとま

っている資料だと思います。既存の事業については私もちょっと関わりましたのであれなんですが、非常に厳しい財源の中で良くやってきたなという感想を持っていますので、なんとか皆さんのご協力をいただいて早期にですね、感想ですけど。

【委員長】

ありがとうございます。

【観光交流課長】

ありがとうございます。我々もですね、社会情勢なんかで色んな変化もございます。先般ですと、宿泊事業者向けの物価高対策を、市独自で実施いたしました。常に危機感とスピード感を持ってですね、様々な事象に対し柔軟に対応するように考えておりますので、宿泊税の導入を待たずにスピード感を持ってやるものもございますし、また各年度の予算確保は我々の方で前向きな予算が組めるように頑張っていきたいと思いますので、ご支援をいただければと思います。よろしくお願いします。

【副委員長】

想定している導入時期というのは、市の思いがあらうかと思えますし、市長の思いもあらうと思えますが、どのくらいの想定をされていますか。

【財政課長】

前回、若干お示しをさせていただいたところでございますが、現在のところは令和9年度中のスタートをとるものを視野にしております。

今回、アンケートを取らせていただいた中で、事業者の皆様のいわゆるシステム構築にかかるお時間等がですね、我々の想定よりもかかるというようなご意見もまたございましたので、そういったところも踏まえて丁寧にかつスピード感、迅速に制度を構築してスタートしていければというふうに考えているところでございます。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

この地域は御厨地方と言って、裾野御殿場小山比較的同じなんですよ。私が百姓なもんですから、小山御殿場が終わって、田植えは裾野に行く。リースの機材は、耕運機が上から下にいったんですね。なもんですから、一体化ということで小山の状況、御殿場は大体わかりますから裾野の状況、その行政でどういうふうに今考えて取り組んでいるか。いわゆるアウトレットもあり、スピードウェイもあり、それでぐりんぱ、サファリパーク、それで高原ホテルがあるという状況の中で、これ一体で考えた方がいいような気がするんですよ。それらの施設を結ぶ交通機関とかそういったものを視野にいれるとなると、やはり一体化で考えてみた方がいいような気がするんですね。ですから小山町、裾野市の今の状況をもしわかれれば教えていただきたいと思います。

【財政課長】

ありがとうございます。裾野市さんについては、いわゆるこういう新しい観光振興財源に

ついて検討しているというようなお話はまだ我々聞いておりません。小山町さんについては、前回も若干伝えさせていただきましたが、宿泊税の導入に向けまして、審議会を進めているところでございます。小山町さんにつきましても、令和9年度中の導入を目指しているというふうに伺っております。

なお、事務レベルになりますが、我々と小山町の事務の方々とは連絡を取りまして、どのような感じでしょうか、どうかなというところは連絡を取っているところでございます。当然まだ詳細はわからないんですけども、事務レベルでの交流はございます。

一体となってといったところにつきましては、市長町長を含めまして色々なご意見を伺わなければいけないですし、事業者の皆様のご意見も伺わなければいけないというふうに考えておりますので、それも一つの考え方として、しっかりと踏まえながら制度を作っていくというふうには考えているところでございます。

**【委員】**

裾野はなぜ。

**【財政課長】**

裾野市さんのそこまでは伺っておりませんが、ひょっとするとですね、静岡県さんの方が新規観光振興財源について昨日審議会を発足させまして、検討を始めたというところでございますので、それらを見てというようなことも考えられるかなとは思いますが、詳細については不明でございます。

**【委員長】**

確かに消費者から見たら同じエリアなので、非常に大事な視点です。ありがとうございます。

それではこちらの議事に関しては追加のご質問がなければ以上で良いでしょうか。

(委員から意見、質疑無し)

**(2) アンケート調査結果について**

**【委員長】**

次に、「(2) アンケート調査結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局から資料4「アンケート調査結果報告書」、資料5「アンケート調査結果報告書（市民、通勤・通学者）」、資料6「アンケート調査結果報告書（概要版）」により説明。

**【委員長】**

どうもありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。この件について皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。膨大な量なんですけど、絞っていくよりは思いついたところからご発言いただいても良いかなと思います。いかがでしょうか。

【委員】

目的の関係なんですけども、徴収されるというか、払う方としては個別に返ってくる、払ったものが直に施設の充実に即していただきたいっていう意向が強かったんじゃないかなというふうにアンケートの方は思うんですけど、ただ全体的に見てくると、市の施策でやる以上、その個別の事業者にそれを実現しようとする、補助金でフォローしていく形を想定していかないとそれが現実化しないと思うんですけども、その辺の齟齬と言うんですかね、実際には行政側とすればどのように考えるのかあれなんですけども、利用者としては払ったものがすぐ施設から自分に返ってきたり、ただ行政はその辺はどういうふうに考えるのか、市の施策として利用したいというふうに、地域としてそれを活用したいと考えているのか、その辺の目的の違いというのか、利用価値の齟齬の関係をアンケートをどのように捉えているのかお聞きしたいんですけど。

【観光交流課長】

まず宿泊者ですとか観光交流客の方の要望というのは直接利用する宿泊施設等の利便性の向上ですとか環境整備ということで、おっしゃるとおり私どもの方でも施設の老朽化ですとか、ユニバーサルデザインへの対応や新たな礼拝堂の設置ですとか、いろんな形でホテルさんとか宿泊施設の方が設備投資をしやすい環境に改善していきたいという考えもあるかと思いますので、我々としては新たな補助制度も創設して対応していくような形で考えております。また、市民の皆さんからのご意見とは多少齟齬があるところなんですけども、私ども当然市民の皆さんの理解も大事なことだと思っておりますので、そこは両輪をしっかりと回してですね、市民の皆さんにも何か恩恵があるような形で、たとえば市内の交通網の整備ですとか、オンデマンドバスの運行とかいろんな考え方があると思いますので、オーバーツーリズムとか渋滞対策とかですね、そういったことにも幅広に対応していく形で使途の方は考えております。以上です。

【委員】

そうしますと、先ほど申しましたように、施設個別の案件にも応えていきたいというふうに行政としては考えているという考え方でよろしいですかね。

【観光交流課長】

はい、我々としてはそのように考えております。

【委員長】

ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

【委員】

制度設計の面で定額が良いのが半分以上あったように思います。それと、システムの改修という話なんですけど、前回もお話ししましたが、定額であればソフト変更は安く済む、どのソフトでも時間もそんなにかからないだろう、ただ制度が複雑になってしまうと導入にあたって時間もかかるし金もかかるということになりますので、いろいろな事情を踏まえてどういう制度にするかという話のときに、ここがすごく迷うところだと思います。導入にあ

たって反対の施設というか、宿泊施設の場合は安いところはあんまり導入には賛成でない。というのは、5,000円くらいで泊っているところが300円の税金がかかるという話になると、どちらかと言うと消極的になるし、高額な施設については300円くらい上げても何ともないよという感覚を持ってらっしゃるということがアンケートの結果からも非常に読み取れたなという感じがしますので、ここは慎重に判断していく必要があるかと思えます。もうひとつ、助成金制度とかそういったもので施設の充実を図るとかそういったことは国の政策でも非常に以前からあることはあって、ただこういう高額なお金がかかるものというのをやっていくと結構ズルするというか、目的に合わせて内容を変えてしまったり助成金が出るようにアレンジしてしまうとか、また間にいろんなコンサルタントがついて助成金が出やすいようにするような、そういったこともよくあって、省エネシステムの導入とかは元省庁の退職者がそういう会社に天下っていて、そこに頼めば下りるよとかそういうのがいろいろと出てくる。観光税というのは地方税の一種ですから、そういうことが起きないように制度設計した方が良くないと危機感を感じます。私の意見はその程度です。

【委員長】

ありがとうございます。制度設計の方に入ってしまうので、また後半に議題がありますので、そちらの方で大丈夫でしょうか。

【観光交流課長】

先ほど説明が抜けていたんですけども、環境整備は当然ハードとソフト両方ございますので、ハードとソフト両方ともしっかりとした制度設計を皆様方のご意見を伺いながら、また使いやすい方向で考えていきたいと考えております。また、大規模な補助事業になりますと当然この宿泊税を充てても予算規模として難しいところがございますので、奥津委員がおっしゃったように国の制度等で大規模な補助制度なんかもございますので、そちらとうまく棲み分けをしてですね、御殿場市独自の、また御殿場市の宿泊事業者の皆さんが使い勝手が良いものを市としては皆様のご意見を伺いながら制度設計を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

【委員】

1点お願いします。

【委員長】

お願いします。

【委員】

スマートチェックイン等のソフトウェアというのはどういうソフトなんでしょうか。

【観光交流課長】

よろしいでしょうか。

【委員長】

お願いします。

**【観光交流課長】**

おそらくホテルさんとかでは導入されていると思いますが、携帯電話をかざすとチェックイン可能だとか、お支払いの時もスマートフォンをかざして支払いができるとか、いろんなシステムがありますので、宿泊者の皆さんの利便性の向上と、ホテルさんとかの手間というか人件費の削減とか、双方にとってメリットがあるもの、そういったものに対して助成をしていきたいというふうに考えております。

**【委員】**

富士山は電波があまりよろしくないものですから、テレビも入らない場所もあります。アマチュア無線をやるとこれがまたよく飛ぶ。千葉やあっちの方からも呼びかけをしていたいてるんですけども、富士山からは飛ぶんですけども、地上から富士山には電波が比較的飛んでこないんですね。そういう不安定さがあるにもかかわらず、スマートチェックインシステムは使えるんですか。

**【観光交流課長】**

おっしゃるとおりかと思います。ケースバイケースで、すべて事業者の皆様をカバーできるというのはなかなか難しいというところでご理解をいただければと思います。

**【委員】**

やはり富士山は現金主義ですか。

**【観光交流課長】**

それは委員が一番ご存じかと思いますので、当然現金で徴収するところについては現金でやるしかないというご理解で、今後技術革新とか技術の進歩で、場合によっては富士山の方でもスマートチェックインシステムが導入できるというときには市の助成制度等をご利用いただいて導入していただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

**【委員長】**

ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

**【委員】**

アンケートについて感想を言えば、市民の方であるとか事業者の方、利用者の方、全体を通してみると宿泊税導入に関しては皆さん前向きに考えていただけているのかなと、個人的にはもう少し低い数字かなというような予測があったんですけども、実際それを事前に見せていただいて、かなり賛同と言いますか、意見の方が多かったので、さらにまた先ほど高橋委員が言われたように、もう少し細かくいろんな形で説明をしていけば、さらにまたこの数字が増えていくのではないかなと、使い方を明確にしていけば皆様の宿泊税導入に関しての賛同が得られるのではないかという感想を持ちました。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。宿泊した方のほうが金額にしても導入にしても前向きだなという感じがしますので、出口調査の結果のほうがより現実味があるという気がしました。

【副委員長】

私どものホテルでもアンケートを取ったのを傍らで見えていたりしたんですけども、委員長がおっしゃるように、割とそういう意味では関東圏のお客さんが多いですけどもね、違和感なくやってらっしゃった方が多いなという印象ですね。そういう意見は一番大事なかなと思いますね。

【委員長】

ありがとうございます。そのほかよろしいですかね。アンケートについては先ほど芹澤委員がおっしゃったように、これを変えることもできないので、こういう意見だったということでこれをこの後どのように活かしていくかというように進めていきたいと思いますが、そのほかアンケートについてはいかがでしょうか。

【委員】

1点だけ。

【委員長】

はい。

【委員】

アンケートでも言っているんですけども、100円200円は取る手間のほうが大変なんですよ。せめて300円くらい以上にしてもらえれば良いのかなと、100円200円は考え物ですよ。

【委員長】

制度設計の方でまた考えていただきたいと思います。そうなんですよ、払う側の手間、受け取る側の手間ございますよね。そのあたり次の議論で進めていきたいなと思います。よろしければ議事2（2）は以上とさせていただいてもよろしいでしょうか。

（委員から意見、質疑無し）

### （３）宿泊税の制度設計について

【委員長】

次に、「（３）宿泊税の制度設計について」を議題といたします。

はじめに、「資料7 制度設計の枠組み」をご覧ください。

この資料に制度設計の課題が整理されていますが、一番上の「課税目的」は、前回の検討委員会でご審議いただいた「宿泊税の導入目的」と同じものとなりますので、それ以降の審議を進めたいと思います。

また、課題全てを一括して検討すると議論の集約が難しくなるとしますので、①から⑥までの括りで審議を進めたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（委員から異議なし）

ありがとうございます。

それでは、「対象施設・課税客体」から「徴収方法」まで、事務局から説明をお願いします。

事務局から第1回配布資料5「御殿場市宿泊税制度（素案）」により、対象施設・課税客体、課税標準、納税義務者、特別徴収義務者、徴収方法について説明。

【委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問はありますでしょうか。

こちらに関してはそうかなと。これ、これ以外はなかなか説明しにくいんですが、もし何かご質問等ございましたら。

【委員】

これ外国人は何もやってないんですよね、金額を分けるとか。

【委員長】

金額については次の括りで。

【委員】

ちょっと実態がつかめてないんですが、漏れてる施設があるんじゃないかなっていう気がちょっとするんです。何の届け出もしなくても、今、ファブホテルっていうか、ネット上で予約を取って、それでバーコードでチェックインできるよってというようなそういったファブホテルっていうそういう形のものが、業態としては結構あります。それで実際御殿場市でも、小田急さんがやってるエディットバイセブン、あれが入ってきましたけど、あれはもちろんちゃんと営業許可を取ってる施設だと思いますけど、最近になって結構中国人の方とかファブホテルを使って泊まってるんだなあっていう、人がいっぱいいる、結構いるんですよ。それが何かマンションとか何かを個人経営で、極端な話マンションの一室を中国人が買い取って、それを個人でネット上でファブホテルとして販売しちゃってるというような業態が京都とか入ってきてるんですね。大阪とか。そうすると分譲マンションを、個人でファブホテル化してしまうということが将来的に結構怖いなという感じがしてて、それが結構中国人の家族連れとかは、分譲マンションをファブホテル化したものを利用して、スーパーで買い物して、お部屋で料理を作っている人たちが、御殿場市にも存在するんじゃないかなという気がちょっとしております。おそらくあれは営業許可取ってないんじゃないかと。それが結構な率で増えてくると、えらく宿泊業の根底を揺るがす存在になってくるんじゃないか。それはちょっとあの、別件ですし今回の話で突き詰めるものではありませんけど、自治体としては注意しておいた方がいいことだと、そんなふうにとくに御殿場市はそういう地域がらというか、やっぱり入りやすい場所なんで気をつけた方がいいなという感じでした。

【委員長】

ありがとうございます。日本の宿泊、旅館業法を揺るがすような問題で、でも貴重なご意見ですね。自治体の情報などがありますか。

【財政課長】

現時点では申し訳ございません、詳細につきましては、存じ上げていないというような状況になってます。ただ、今委員が言われたことにつきましては、先進自治体にも起こり得るといいますか、ある話だというふうには考えておりますので、そういった先進自治体の取り組み方法ですとか、あとは旅館業法を所管する保健所、等々との連絡を取りながら、そこはしっかりとした説明をしていきたいというふうには思っています。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。困っちゃう。安く泊まるとか、泊まる側も何もなければいいんですけども、何かあったときのリスクヘッジが全然効かないことと、それからやっぱり感染症であったりとか、いろんな危険性をご近所にも影響を及ぼす可能性がありますので、それはもしかしたら、市民としてのそうですね、気をつけて、通報という形がいいのかどうかかわらないんですけども。

【委員】

それ商売成り立ってるんですか。

【委員長】

多分成り立ってるんだと思います。もしくは成り立たなくてもいいのかもしれないですね。

【委員】

私が知り得た情報によると、アパートを借りて、それを民泊みたいな形で貸し出す。泊まれる、お風呂ある、台所ある。例えばアパート5万円で買ったら、5人が団体で来れば、1人1万すれば5万円で、そういう商売って多分似てると思うんです。山梨の方であるみたいです。

【委員】

ですよ、業者がその清掃業者と組んでいて、だからもう全然人が関係ないんですよ。（宿泊客が）入ってきちゃってそれで出たら、清掃業者が入って綺麗にして、次の人がまた入ってくれる。そういう感じの契約だと。山中湖とかそうですね。山梨の方でも、ちょっともう無理ってこと、完全にそうですね。でも取り締まりは保健所かな。

【委員長】

そうですね、厚生労働省の管轄になるんだなと思います。なかなか悩ましいですね。

【委員】

窓口もないんですよ。広がっちゃう可能性が。広がる前に気をつけてないと、えらいことになる。

【委員長】

何のための旅館業法というところもあるので、ちょっとその辺りはまた別の問題ですが、面白い情報です。ありがとうございます。

すいません、ちょっとまた、制度設計の①の部分に戻りますが、ご意見ございますでしょ

うか。

【委員】

似たような税金でいけば入湯税がありますよね。入湯税については基本的にどこも徴収を  
してますし、今1人150円だと思いますので、そういう面では宿泊業者の方はそれほど抵  
抗がない。同じような制度で金額が変わるだけのものがもう一つ増えるというような感覚で  
すから、特別徴収ということで、宿泊業者がそれを担うというのは、現実的だし、それしか  
方法がないわけですから、その線で進めていくのが、全く妥当だというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。その他ご意見ございますでしょうか。

では、①の部分に関しては、原案通りということで進めたいと思います。対象施設や課税  
客体から徴収方法の①に関しては以上とさせていただきます。

では次に、②税率、税額、免税点について、議論したいと思います。事務局からまず説明  
をお願いいたします。

事務局から第1回配布資料5「御殿場市宿泊税制度（素案）」により、税率・税額、免税点に  
ついて説明。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明について、皆様からご意見・ご質問  
等お願いいたします。

【委員】

検討結果の1の（3）適正な申告導入が可能な制度とする、ということになってますけど  
も、納入方法は年間まとめてやるのか、あるいは月々になるのか、その点についてはいかが  
でしょう。消費税のように年間でやるのか。

【財政課長】

納入方法につきましては実はこの後にご議論いただく形で考えておりますが、先行導入自  
治体の例では、前月締め当月月末払い、一括月末の納入というのが一つの柱になっており  
ます。ただ特例措置といたしまして、3ヶ月まとめて納入をいただくという制度を設けてい  
る自治体がほとんどでございますので、ご議論いただいた結果にはなりますが、このような  
事例が全国各地ではほとんどであり、そのような形での制度設計を、現在事務局としては考  
えているというところでございます。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。まず税率税額と免税点についてのご意見をいただきたいと思いま  
す。

【委員】

ホテル業界についてはいろいろと意見を聞いたところ、定額制が望ましい。なぜ定額制か

という話になると、事前払いのネット決済とか、あと旅行代理店が嚙んだものがありますので、大体旅行代理店については税金の徴収はやらない。基本的にサ込み税別の料金で旅行代理店が間に入って、現地で税金だけは直接回収してねという話になる場合がありますので、定額制の方が処理がしやすいということがあります。

できれば段階はない方が望ましい。というのは、一つはソフトウェアの変更の費用が少なくて済むということ。それと段階を入れるとソフトの変更の費用がかかってしまって、それが100万円以上かかるっていうようなところもある。すごく安くできるところもあるようです。その辺は差がかなりある。そうすると、導入にあたって費用負担、ソフト変更の費用負担をもらわないとやりたくないよという話もありますので、定額の方が望ましいんじゃないかというのが一般的な大多数の意見でした。

【委員長】

ありがとうございます。先ほど、徴収対象施設が旅館・ホテルでということになったので非常に重い意見かなと思います。事務局いかがですか。

【財政課長】

ありがとうございます。まずシステム改修の件につきまして、ご案内させていただければと思います。システム整備の補助金という制度は、こちらの先進自治体では、ほぼ全ての自治体で導入されております。この素案の最後の方も実はそちらの方を記載させていただきまして、ワーキンググループでは、システム整備補助金、またシステム整備補助金以外にもちょっと話が若干ずれますけれども、宿泊税の導入にあたりまして、いろいろなパンフレットの作成ですとか、ホームページを作り直すとか、いろんな費用がかかって参りますので、特別徴収義務者交付金というものの、こちらにつきましても、全国各地先進自治体で導入されておりますが、ワーキンググループでは、こちらの、この二つの交付金、補助金につきましては、制度を導入するのが望ましいという形での取りまとめをさせていただきますので、また後日議論という形になりますが、市としてはそのような整理をしているところでございます。

【委員長】

ありがとうございます。かなり現実的。

【委員】

導入に対する反対は抑えられるという。

【委員長】

説得力ありますよね。ありがとうございます。その他皆様から、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

【委員】

農家民宿、民泊の方は規模がすごく小さいので、できるだけシンプルの方がいいと。システムもありませんので、また旅行者との相談になろうかなと思います。実態はそのような意見。

【委員長】

ありがとうございます。定額の方が制度としても作りやすいというのは納得、皆様。統一でよろしいですか。いかがでしょうか。

【副委員長】

定額の方がよろしいかと思います。いろんな意味でですね、一律でスタートすべきで、望ましいと思うんですが、このシステムの交付金とか補助金は、その施設側に委ねる感じですか。そのスピード感とか規模感とかいろいろあると思うんですけど、例えば4月スタートだとそのリミットにして、そこまでやってくださいってそんな形の進め方なのではないでしょうか。

【財政課長】

例えば、いずれかの4月の1日からスタートになった場合につきましては、それまでには改修をしていただく必要がございますので、その前の6ヶ月間ですとか、1年間で改修をしていただく形になってまいりますので、最終的に申請を上げてもらって、改修が終わったときに、お金、補助金を交付させていくという形になってまいりますので、スタートの半年ないしは1年ぐらい前から制度がスタートしていくという形になっております。その金額につきましては、これは全国では2.5%とか3%という値でございますが、現在物価高等もございますので、そういったところも踏まえて、検討していく必要があるというふうに考えております。

【副委員長】

2.5%っていうのは。

【財政課長】

システム補助金。かかった金額の2.5%ですとか3%とかで、最大100%もしくは上限がないというところもございますが、そういった制度構築をしているところですが、いろんな制度がございますので、またこれを後日ご検討いただく形になってまいります。そのあたりを踏まえてまた、制度を作っていきたいというふうに考えております。

【委員長】

どの程度かかるかっていうのは、調査していかないとなかなかわからないですね。ありがとうございます。

【委員】

本当に今の部分をちょっと聞こうかと思ったんですよ。すいません、個人的にちょっとこんなこと言っているかあれなんですけど、かかった部分に関しては負担をしていただけるっていう感覚でいたものですから、それはやっぱりもちろん各施設によって事情が違うので一概には言えないんですけども、ある程度の額はちょっとやっぱり負担していただかないと当然、やはり反対意見といいますか、スタートするのが難しいかなと思いました。定額云々とかに関してはやはりもうあの皆様と一緒に、やはりシンプルにした方がいいというのがありますし、あと季節ですとか、土日じゃないんですけどもやはり金額の変更っていうのはやっぱり当然あると思うので、そうなったときに定率にしてしまうと、またシステムですとかい

ろいろと支障があるので、やはり定額にすべきだっていうのがあります。あと福島さんも言われてましたけど、あまり安いっていうのがあるので、やはり300～500ぐらいの金額というのが妥当なのではないかなというふうに感じました。以上です。

【委員長】

額の問題ですね。

【財政課長】

先ほどちょっと説明の方を誤っておりまして、システム整備補助金につきましては、100万ですとか200万ですとか、そういった形の定額の補助、上限があるところもありますし、ないところもあるということでもあります。パーセンテージにつきましては、パンフレットの手直しですとか、ホームページの改修に係ります特別徴収義務者交付金っていうのがパーセンテージで制度設計されている自治体が多いというところがございます。そこを一緒にご説明してしまいましたが、申し訳ございません。内容としてはそんな形になっています。

【委員長】

ちょっと安心しました。ありがとうございます。大体の、どの程度の額っていうのを、こちらでそうですね、意見をお聞きした方がいいですね。先ほど、300円ぐらいないと、いようなお話があったと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

【委員】

アンケートによって、やっぱ300円～500円が多いみたいなので、その辺で検討したらどうですかね。例えば財源の確保という観点からすると、新たな事業だとか、事業の拡大で2億何千万ぐらいか、財源が必要になってくる。例えば500円だと、どのぐらいの財源確保になるのか。

【財政課長】

令和6年度の観光客が122万人です。免税点とか全く考えない場合ですね、500円ですと、6億。そうすると先ほどの試算ですと、5億何千万という数字にはそれを超えてしまうってことも出てまいりますのでそういったところも、議論の一つの焦点だとは考えております。

【委員長】

5億9,000万の試算は、大体いくらぐらいを想定してますか。

【観光交流課長】

それぞれの事業の内訳が全てございまして、それを足してった形、積み上げになります。新規と拡充事業の積み上げになります。

【委員長】

それは、宿泊税を想定して試算したものではないのですか。

【観光交流課長】

市が観光振興施策等を進める上で、必要と考えている新規事業や既存事業を拡充したものを概算額で積み上げたものです。

【委員長】

それだけ必要だということですね。それをカバーしないといけない、将来的には。

【委員】

毎年6億かかる事業ではないんですよね。

【観光交流課長】

おっしゃるとおりです。イニシャルコストとランニングといろいろまちまちでございますので、イニシャルでかかる年もあれば、ランニングしかかからない年もありますので、出っこみ引っこみはあるかと思います。

【委員長】

こちらではもう徴収のことだけを考えればいいですね、ありがとうございます。ということなんですが、改めて皆さんは大体どれぐらいがというのを。

【副委員長】

徴収の手間というのは変わらないので、印象的にやっぱり200円が多いんですよね。200円、300円ぐらいが妥当なのかなって気はいたしますけど、取られるっていうかお客さん側として考えたときにですね。右から左なので我々は。何も関係ないんですけど、でもそこは、今122万人を150万に伸ばすという政策の方が大事だと思うので、そこはあまり高くない方がいいのかなって印象はあります。

ちょっと違うあれになっちゃうんですけど、あの県もあると思うんですけど、県はまた別、すいません勉強不足で、別に取りられるっていうことになるわけですね。

【財政課長】

県とその市町が宿泊税を導入している自治体はいくつかございます。北海道もそうでございますし、長野県、福岡県もそうでございます。例えば、先行している自治体である市が200円として、県が例えば300円とした場合どうなるかという、500円というわけではなくて、その300円の中で、市が200円、県が100円、とかいう割り振り方、そういったような制度を取っている自治体、県が多い形になっています。このあたりも、静岡県がどういうふうに考えているかっていうのは全くわかりませんので、今後の本当に大きな検討課題であると考えております。以上です。

【委員】

ゴルフ場利用税みたいな感じ、ゴルフ場利用税はさ、市町が7割、県が3割を持っていくじゃないですか。

【財政課長】

イメージはそのような形。総額の中でどういうふうな割合になるかと、県が導入を決めた場合には。

【委員】

どうしても県は取るんだ。

【委員長】

県もそういう検討を始めているというような段階なんですけど、その前に、自治体が、御殿場市の方針を決めておいた方が。先に市が決めておくべきかなというふうに思いますので、県のことはとりあえずやるんだぐらいにして決めてしまった方がいいかなと思います。ということですね。

【委員】

アンケートが示してるとおり、そこが一般的な枠組みの中じゃないかなと思いますし、アンケートの中でも、そこは多分皆さん、宿泊の中で理解してる金額っていうふうに考えていますんで、あとはそこをどういうふうに活用していくのか、どういうふうの実現可能な予算にしていくのかとかっていう形になると思いますので、そこにあまり議論はいらないのかなっていう感じは、もうそこは理解ある程度いただいているんじゃないかなというふうに考えます。

システム構築の話でさっきあったとおりで、現場があまりオペレーションの段階で、白か黒か、はっきりしてあげることが、現場サイドからすれば一番ありがたいんじゃないかなと思いますんで、いたずらに免税業者が云々とか、何かを確認しなきゃいけないであるとか、そういうところいろんなものが関わっていくと、やはり現場が混乱しますので、なるべくシンプルに金額は決めていただいて、規定の通り徴収する、っていうスタイルに持っていくのが、やはり審議会としては必要じゃないかなというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

財源的に物足りないって言うので、すぐに値上げすることできませんから。そうすると、導入したときに今のアンケートの状況からいっても200円、300円っていうところが主流であれば、300円で導入するのが妥当じゃないかなという感じがします。例えば300円の定額にして、除外をどうするかという話ですけど、子供から取りますか、とか、修学旅行とか、そういうのをどうしますとかいろいろとあるんですけど、私の個人的な意見ですけど、12歳以下は除外にした方がいいのかなという気もしてます。というのは、YMCAさんとか、結構御殿場って子供に体験させるための宿泊施設っていうのが結構あって、そういうところは、かなりお安く、それでそんなに儲かってない。正直、運営が厳しい施設なんで、それで300円が徴収しなきゃならないっていうと、営業的にも結構風当たり強いのかなという感じがしてまして、それは僕のあの想像ですからなんとも言えませんが、YMCAさんはちょっと辛いなっていうことをおっしゃってましたんで、そういう面では12歳以下は外してもいいのかなとそんな気がしてます。高齢者については意外と、私どものホテルなんかは高齢者ばかりで、平日に来るお金持ちの高齢者めっちゃめっちゃ多くて、むしろ平日に来れる人って高齢者とインバウンドしかいないんですよ。働き盛りの人って平日に来ないですから。そういう面では、高齢者を意識しないでもいいかなという気がしてます。子供だけはちょっと除外にした方がいいかなというふうに思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。すいません、免税点についてもご意見をいただかなければいけなかったんですね。まず額については、200円、300円っていうようなラインが妥当で。

【委員】

入湯税が150円ですよ。そうすると300円だと入湯税の倍だから、ちょうどいいかな。

【委員長】

わかりやすい。ちょっとそのあたり200円とか300円ぐらいっていうのが、本検討委員会での意見というか、合意した題意というところ。

【委員】

京都とかみたいにメジャーな観光地でもないんで、準観光地とかですから、金額的にあんまりべらぼうに取っちゃいかんと。

【委員長】

相場感で言っても、っていうことですね。

あと、先ほどすいません進めていただいたんですが、免税点ですね、の設定は必要でしょうか。この方々から取らないっていう、課税免除。いくら以下かっていうような、一泊3,000円とか、免税点の方ですね、それでいくのか、先ほどおっしゃったように、対象者でいくのか。

【副委員長】

幅広い様々な対象の宿泊施設があるので、非常に悩ましいところはありますけども、基本的には対象者の方かなと。額というのも。ただ、農家民泊であったりね、山登りをする方もいて本当に様々なので、本当に事情がいろいろある中での落としどころというのは、ちょっと何か悩ましいなと思うんですけど、会社、施設側として考えても、そこは非常に大事なところだと思ってます。

【委員長】

では、宿泊金額に合わせて変化させるというのではなくて、っていうことで。いわゆる定額制という形で、何かこの委員会としての意見をまとめさせていただいてもよろしいですか。

【委員】

合宿で来てても金額は同じか。

【副委員長】

合宿用の金額でありますけども、小中高。ある程度近い金額でありますけども、当然、ある程度抑えている。全国各地から来ますから。ですから、我々としてやっぱり教育旅行という観点で、やっぱり高校生までは免税したいなと思ってます、課税はですね。多いのもあるし、宿泊してても日本で一番、高校生が来るところでもありますので、そういった意味での負担っていうのは、遠方から来る合宿の方を考えたときには、心理的な部分もありますけ

ど、少しでもやっぱ抑えてあげたいっていうのは感じてますので、ちょっと特殊かも分かりません。先ほど申し上げた、それぞれのやはり宿でお客さんが違うっていうのは実際あるので、考えた際には、やっぱり7～8万人ぐらいの高校生以下、やったらいいかは、ちょっと抑えてあげたいなと思います。

【委員長】

すいません、ちょっと仕切りが甘くて申し訳ありません。まず②のところですね、②のところでは、課税免除ではなくて、免税点までなので、税額、税率に関しては定額で一律で大体200円ないしは300円ぐらいの金額がいいのではないかと。で、宿泊金額によつての免税点というのは設定しないという方向で検討を進めるというような形で、とりあえずまとめさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、すいません、議論が始まってしまっているんですが、課税免除についてですね、その次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。結構ちゃんと行きましたね。お願いします。

事務局から第1回配布資料5「御殿場市宿泊税制度（素案）」により、課税免除について説明。

【委員長】

ありがとうございます。ただ今のご説明に対して、皆様からご意見・ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

基本的には、ほぼほぼ他の自治体が、学校関係、教育関係ということをおっしゃるので、やはりスポーツ関係もそうですし、就労関係の方、いろいろな方がいらっしゃるのそういう部分はやっぱり考慮してあげるのが良いのではないかというふうに思います。また、この前、熊本地震ありましたけれども、今も続いていて、やはり今後もその災害の関係での御殿場市、市としてですね、やはり他の市町を助けていくといいますか、自分たちもどうなるかわからない部分もちろんあるわけで、そういうことを考えるとちょっと社会的な責任の部分も踏まえて、やはり災害については、資料に熱海市でありますけれども、市長の判断でやってくつてというのが、財政課長の方からもありましたけど8番に、やはりこれは入れていった方がいいのではないかというふうに考えてます。

【委員長】

ありがとうございます。スポーツ合宿についてはどうでしょう。

【委員】

スポーツ合宿については、時之栖さんなんかは結構取っていらっしゃいます。ちょっとあそこは普通のと違うのは、例えば中国が日本のサッカーを勉強するために日本に来て、遠征合宿するとかそういうものなので、教育ではなくて、プロのスポーツ合宿というのを一生懸命謳っ

てるというところがありますので、学校関係ではありません。おそらく学校も中にはありますけど、そこは大体高校生以上という感じです。泊まってるのは高校生以上がほとんど。

【副委員長】

中学生もですね。

【委員】

かなりの数はいますけど、それをどこまでどういうふうにするかっていう話ですけど、私は学校の教育旅行であれば免除していいんじゃないかなあという気がしますけど、その教育旅行の数がどのくらいあって、それを課税免除した場合に、宿泊税がすごい影響を受けるのか、どうなのかっていう割合が実際宿泊の内訳がないですから、先ほど年間の宿泊者数は出てますけど、その中の何%ぐらいを占めるのかということは、検討の余地があると思うんですけど、そんな1割とかですかね。

【副委員長】

うちは全体の1割もないです、合宿に限ってはない。

【委員】

ですから、教育旅行の学生については、外してよろしいんじゃないかなという。

【委員長】

それは高校生までか。

【委員】

高校生ぐらいじゃないですか。大学生になるといいんじゃないですか、社会人みたいなものですから、という気がします。

【委員長】

そのあたりの見解が、小学生ぐらいで、12歳未満とか、という自治体と、高校生までと。

【委員】

農家民宿の方も、教育ということで、日本人よりも、外国人はそうですね、台湾とかであろう全体からすると9割ぐらいが、外国の教育旅行。その教育ってのは日本の文化に触れたり、それから日本の小学校中学校、高校と交流を持ったり、だいたい1週間ぐらいの日程で来るんですけど、その中の一つで、農家民宿、日本の農業を体験したり、日本の文化に触れたりというのをやってるんですけど、それが9割で、先ほど日本人と外国人を差別した方がいいんじゃないかとか、話もありましたけど、その教育旅行に関しては、外国人と日本人を分けるのかどうなのか、と、私はどうしてるかっていうと、できるだけ料金を抑えて、利用しやすい料金設定をしてですね、だから別に、宿泊税をいただいてもいいかなと思ってるんですね。その辺はどうなんだろうかね、料金で調整するという。その代わり、単純に一律にもいただくと、いう方法も選択肢としてはあるんだよ、というふうにかなと思いますけど、いかがでしょうか。

【委員長】

税金の問題ではなくなってしまうそうなんですけど、議論を進めるに当たって、その学校教育法っていうようなところに準拠すると、外国人が入らなくなる。外国人の教育旅行もある。と

いう前提で、ただ、外国人の教育旅行は取ってもいいんじゃないか。

【委員】

日本人もそうですけど、料金は一緒にしてるんです。外国人も。

【委員】

義務教育の範囲は、免除してもいいんじゃないですかね。高校、大学は自由ですから。それは取ってもいいような気がする。外国人は義務教育から外れてますんで、取ってもいいという解釈してもいいような気がするんですけどね。

【委員長】

まずは日本の学校教育法で、小・中、義務教育でラインを引くというご意見と、高校生まで。

【委員】

いえ、高校生外してもいいですよ。義務教育の話でっていうことでいいと思うんですけど、インバウンドは特別扱いはしない方がいいと思います。一律で取った方がいい。

【委員長】

子供料金とかっていうのありますよね。大人料金との境目が、小中学生とかって書いてあると、外国人はどこに入るみたいな。

【委員】

中学生以上は大人ですかね、皆さんいかがですか。宿泊代として。

【副委員長】

うちは12歳ですね、中学生以上は大人料金。年齢で決めてます。

【委員長】

グローバルスタンダードに準拠してる感じなんですね。

学校教育法での小中、義務教育っていう括りと、それからもしくは12歳以下みたいな一部をつけておくと世界基準でも、誤解を生じないですか。公平性が入ってる。

【副委員長】

インバウンドの方はまだ議論の余地があるかと。多分この長野県が外してる理由は、これ菅平じゃないかと思うんですね。多分そういうところは、自治体が多分訴えたんだろと思いますが、これはやはり大事なことだと思って。我々もそういう意味では、サッカーのメッカになっていてもありますので、先ほど申し上げたように幅広く施設を運営していると裾野市にもあるんです。そうすると同じ大会、同じ金額で裾野市は取らなくて御殿場市が取るという事態が生じてしまうというのも、我々としてやっぱり商売としてまずあり得ないことになってしまいますから、申し上げたように様々なお客様がいるのが、御殿場市である中で、あれもちょっと特殊といえば特殊ではあるんですけどね。やはりそういう意味で、高校生までは課税免除でいていただきたいというのは我々本音でありますし、民間の1事業者としてもそうですし、御殿場市の新たなスタイルとしてね、やっぱスポーツタウンを謳っているものも含めて考えますと、我々のみならずやっぱり合宿が来てると思いますから、そこも含めてお考えいただいた方がいいのかなというふうに思っています。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

先ほどから日本人であれば、義務教育っていうところがあるんですけど、この記述の中に12歳以下っていう記述があったりするんですけど、この12歳以下っていうのが、満年齢であったり、また世代じゃないですけど、いろいろあると思うんですけど、これってどういうふうな考え方になるんですかね。例えば中学生とか高校生とかって仕切りであれば、それはあの学年があったりっていうことで区切りができると思うんですけど、12歳以下っていう書き方をされているんですけど、12歳以下っていうことはきっと、誕生日で仕切ってきて、これ12歳以下というと小学生とかっていう、外国人も含めて、この辺のものってすごい微妙な話なので。先ほど日本人であれば、中学生以下っていう示し方が、外国人をこのような形で示さないっていうことになる、この辺の示し方っていうのは、どういうふうに示していくのかとかっていうところは、少し考えていかなきゃいけないかなって感じはしています。

【財政課長】

素案の17ページ、まさに今、委員が言われた熱海市さん。そういうところが①で12歳未満の方は、小学生以下の方はこのカテゴリーに入りますという形と、あとは学校教育法第1条に規定する皆様、大学を除く、この書きぶりはどの自治体も大学を除くという形では書いてございますが、例えば、一つは12歳、小学生以下の方は国籍を問わず大丈夫ですよ、課税免除ですよ。これは、学校教育活動でなくてもいい。もう一つが学校教育法第1条に規定する学校に通われる皆様で、学校行事に参加する方っていう括りになっていたと思います。

あと12歳以下というのは、いわゆる全国各地に入湯税の課税免除、御殿場市もそうですが、12歳以下の方っていう形での課税免除がありますので、そういったことも踏まえての規定ぶりではないかというふうには考えております。あと、先ほど庄司副委員長言われたように、御殿場市はスポーツタウンということを標榜しておりますので、そのあたりもしっかりと考えていく必要があるんじゃないか、というふうには考えるところで、皆様のご議論を踏まえての結果になってくるとは思っております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【総務部長】

よろしいですか、事務局です。今、課税免除の方にも入っていただいて議論いただいて、かなりのご意見の中で、いろんな業態があるというのが御殿場市の特徴でもあるというお話もありましたので、課税免除につきましては、例えばいくつかご議論いただきましたけれども、次回でこちらはまた議論を深めていただいて、委員会としての一定の方向、結論を導き出していきたいかがでしうか、というのをちょっと事務局からの提案でございます。ご了承いただきたいと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。そうですね、ちょっと他の事例をもう少し調べていただいたりとか、皆さんご事情もいろいろあると思いますので、もう一度ちょっと諸団体にお帰りいただいて、皆さんのご意見をちょっとお聞きいただいて、次回改めて議論するというような形にさせていただいてもよろしいでしょうか。すいません、長引かせてしまって申し訳ありません。ではですね、これ以降の検討にあわせて、次回また皆様からご意見をいただく時間を作りたいと思いますので、会議ばかりで申し訳ありませんが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。毎月参集いただいて、本当に感謝申し上げます。では、本日の検討はここまでといたします。どうもありがとうございました。

**3 今後の日程等について**

事務局から、次回検討会日時会場について説明。委員から意見・質疑なし。

**4 その他**

事務局から意見提出シートについて、第2回議事録署名委員について説明。委員から意見、連絡等なし。

**5 閉会**